**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第349号）**

**〔　卒業アルバム関係文書不存在非公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和４年２月28日）**

**第一　審査会の結論**

実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　令和２年４月22日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。

　（行政文書公開請求の内容）

（１）大阪府立高校について、学校教育における卒業アルバムの位置づけがわかる資料。　　（以下「本件請求１」という。）

（２）大阪府立高校について、卒業アルバムの作成業務が職務に当たるのかどうか分かる資　料。（以下「本件請求２」という。）

（３）大阪府立高校について、卒業アルバムの職員集合写真に掲載されることが職務に当た　　るのかどうか分かる資料。（以下「本件請求３」という。）

（４）　略

（５）大阪府立○○高校について、卒業アルバムにおける職員集合写真に掲載する教員を選定する基準が分かる資料。（以下「本件請求４」という。）

（６）　略

（７）大阪府立○○高校について、令和２年３月卒業生の卒業アルバムにおける職員集合写真を管理職が事前にチェックしなくとも良い根拠がわかる資料。（以下「本件請求５」という。本件請求１から本件請求５までを合わせて、以下「本件請求」という。）

　２　令和２年５月７日付けで、実施機関は本件請求に対し、条例第13条第２項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。このうち、本件請求１に対応する部分を「本件決定１」、本件請求２に対応する部分を「本件決定２」、本件請求３に対応する部分を「本件決定３」、本件請求４に対応する部分を「本件決定４」、本件請求５に対応する部分を「本件決定５」という。）を行い、「本件請求文書は、作成または保存していないため、管理していない。」との理由を付して、審査請求人に通知した。

　３　令和２年５月11日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　本件決定の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

１　審査請求書における主張

（１）本件決定１について、府立高校では多くの学校で卒業アルバムが作られており、また近年では個人情報保護や肖像権の観点、宗教上の理由などから、卒業アルバムへの掲載を拒否する生徒・保護者も出ているなか、位置づけを表した文書が存在しないことはあり得ないので公開を要求する。

（２）本件決定２について、職務の中に卒業アルバム作成が位置づけられていないならば、職務専念義務違反に該当するため、当該資料を要求する。

（３）本件決定３について、卒業アルバムへの掲載が職務でないと仮定した場合、近年では個人情報保護や肖像権の観点、宗教上の理由などから、卒業アルバムへの掲載を拒否する教職員も出ているなか、職務上の位置づけを表した文書が存在しないことはあり得ないので公開を要求する。あるいは、職務であれば撮影されることが義務的なものであるため、その基準となる資料の公開を要求する。

（４）本件決定４について、非常勤職員のみならず、同一の職名（教諭等）であっても、掲載される職員とそうでない職員が存在していることは一定の理由が必要であると考えられるため、どのような違いがあるのかわかる資料が存在しないことはあり得ないので公開を要求する。

（５）本件決定５について、他校で卒業アルバムによるトラブルがあった際には管理職が責任を取ったり謝罪をする例が多いため、通常は管理職が事前にチェックするなどの行為があるはずだが、府立○○高校では一切行われていないため、その根拠を表した文書が存在しないことはあり得ないので公開を要求する。

２　反論書における主張

　　審査請求書の内容を援用する。

**第五　実施機関の主張要旨**

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

１　弁明の趣旨

　　本件審査請求を棄却する裁決を求める。

２　弁明の理由

　　　実施機関においては本件請求に係る行政文書を作成していないので、審査請求人が求める行政文書は存在しない。

３　結論

　　　以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

**第六　審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　本件決定の妥当性について

当審査会が本件決定について確認したところ、実施機関は次のとおり説明した。

本件決定１、本件決定２及び本件決定３について、卒業アルバムの作成は、各府立学校において作成するか否かを判断した上で実施するものであるので、府立学校全体として卒業アルバムの位置づけ等を定めておらず、審査請求人が求める文書は存在しない。

本件決定４について、大阪府立○○高等学校では、卒業アルバムに掲載する職員集合写真の撮影時に欠席したことにより撮影されなかった教員への対応として、職員集合写真の上部等に別途掲載するか否か等は、その年度の卒業アルバムの作成業務を担当している職員らが判断しているものであり、審査請求人が求める文書は存在しない。

本件決定５について、大阪府立○○高等学校では、卒業アルバムに掲載する職員集合写真について、管理職は事前に確認しておらず、事前に確認することについて定めた文書も作成していないため、審査請求人が求める文書は存在しない。

以上の実施機関の説明に不自然な点は認められないため、本件決定は妥当である。

３　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　正木　宏長、魚住　泰宏、井上　理砂子、春名　麻季